

私たちはお客様の成長を支援し、“力ちあるもの”を創ります

the Heartful OAG

Vol. **215**
2023年3月



- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬 マスクを取ろう=話をしよう
- 04 現在の相続手続き事情を紐解きます
相続が発生した場合の手続きの進め方について
- 07 グループ会社紹介 「日本の飲食店を強くする!!」株式会社FOODOAG
- 08 相続税申告はOAGの「チーム相続®」にお任せ! 相続時精算課税制度の見直し/換価分割と代償分割
- 09 私のOff-Time 「ランニング」
- 10 安のカメラ紀行 「下町歴史探訪 第4弾 柴又旅情①」
- 11 創業35周年特別企画 OB・OGの皆さまからのメッセージ
- 12 トピックス/書籍・雑誌発刊情報/セミナー情報





OAGグループは1988年5月創業。
2023年5月で35周年を迎えます。

大田・細川会計事務所の初期メンバー

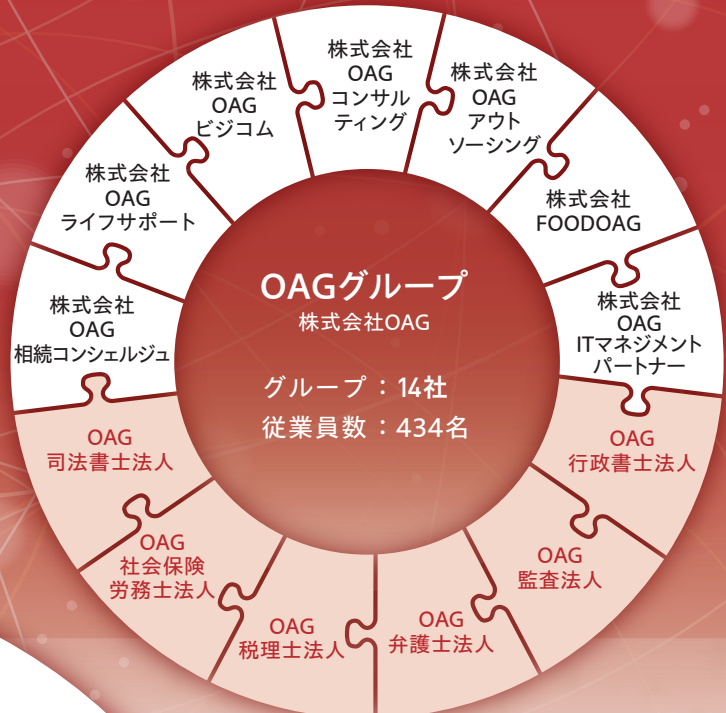
OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、
税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質な
プロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、
必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。



元気な
経営の
ワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



マスクを取ろう＝話をしよう

いよいよ3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられ、基本的には着用を求めないことになりそうです。大よそ3年間のマスク着用でした。

こんなに長い間、マスクを着けたのは誰も初めての事です。それだけ「コロナ」は恐い病気であった訳です。さて、「コロナ」もいよいよ「インフル」並みになったという事でしょうか。昔から「風邪は万病の元」と言われていますが、“人の生きる”にあたって風邪（ウイルスを含む）はやっかいな存在なんですね。

とにかく風邪を引かないためには、マスクが有効な手段である事は疑いのない事実のようです。しかし、マスクを着用して3年も経つと、「マスクなしの顔を忘れてしまった」、「顔が覚えられない」、「マスクを取るのが恥ずかしい」、「食事会が減った」、「人と話さなくなった」等々が挙げられます。

この事は、“人の生きる”にとって、とても大切なものを失わせている危機を感じるのです。人の人たる所以は、全てコミュニケーションに端を発しています。このコミュニケーションから文学も音楽も科学も発達したんでしょう。そして社会生活、家族、仕事、仲間は全てコミュニケーションがあればこそです。

人は慣れます。マスクに慣れるとマスクが正常になってしまいます。マスクは正常ではありません。予防的措置のために着用しているに過ぎません。

いよいよ3月13日に着用が基本的に求められません。そして春にもなります。

マスクを取って話をしましょう！自分の顔を改めて見てもらいましょう！そして馴染んでもらいましょう！

そこには新しいコミュニケーションが生まれ、新しい“生きる”が生まれるはずですよ。

現在の相続手続き事情を紐解きます

相続が発生した場合の 手続きの進め方について



OAG行政書士法人
行政書士
飯島 正博

相続というものが複雑かつ面倒、と感じられるのはその発生時期が不明確で、突然起こることがほとんどだからか
と思います。今回は「もしご自身が相続人となった場合の相続手続きの進め方」について解説させていただきます。

1. 相続手続きを始める前に

1) 相続が開始したら

まずご葬儀のことを検討する必要があります。どのエリアで葬儀を執り行うかを考え、そのエリアの葬儀社へ依頼するのが良いかと思います。「死亡届」につきましてはこの時依頼した葬儀社のスタッフが作成から提出までサポートしますのであまり苦労はしないと思います。この間に、故人様の預貯金であれば通帳、不動産を所有していれば権利証がどこにあるかを可能な限り確認しましょう。また、故人様がお一人暮らしの方ですと、空き家に財産書類を放置してしまうのは好ましくありませんので、ご遺族のどなたかが保管されておくのが望ましいでしょう。もし遺言やほかの財産関係、契約書類、その他重要書類などもあれば確保し、保管しましょう。

2) 遺言書の確認

最近はいわゆる「終活」の一環で遺言書を作成される方が増えてきています。遺言書には複数の種類があるのですが、大きく分けると「自筆証書遺言書」と「公正証書遺言書」が主な遺言書となります。

「自筆証書遺言書」の場合は自宅に保管していたり、相続人の代表者になる方に預けている場合が多いと思います。保管場所を把握されていなかった場合は肝心の遺言書を見つけれず、相続手続きが進められなかったり、後で見つかり揉め事になってしまう可能性があります。(遺言書が見つからない場合、遺産分割協議を行い、相続手続きを進めます。)「自筆証書遺言書」を利用して手続きを進めていく場合は、管轄の家庭裁判所の「検認」という手続きを経なければ実際の手続きに使用することはできません。最近には「自筆証書遺言書保管制度」という新しい制度もあり、こちらの場合は「検認」が不要となりますが、まだまだ利用率は低いようです。もし今後、ご自身が「自筆証書遺言書」を作成される場合は検討されてもよろしいかと存じます。「自筆証書遺言書」の場合は、汚損、紛失、内容の不備などで実際の手続きに利用できなくなるリスクがありますが、「公正証書遺言書」の場合は、交付された遺言書が万が一見つからなくても、公証役場にて再発行の手続きを取ることができます。作成自体されていたかどうかの確認もできますので、お近くの公証役場にて確認しても良いでしょう。

3) 葬儀終了後、速やかに行う手続き

ご葬儀が終わられた後に、葬儀費用の支払いがあります。領収証は必ずもらうようにしましょう。その領収証に記載されている喪主の方は故人様の加入していた健康保険組合より1~7万円の間の「埋葬料もしくは葬祭費」を受け取ることができます。自治体の健康保険組合に故人様が加入されていた場合は、その自治体へ請求することになります。その際、自治体から付与された書類(健康保険証、介護保険証、障害者手帳、シルバーパスなど)を返却するようにしましょう。運転免許証、パスポートなどをお持ちの方も多いと思います。警視庁や警察署、パスポートセンターへそれぞれ返却しましょう。マイナンバーカードについては自治体により回収するところとしないところがあります。クレジットカードを保有されていた場合は、カード会社へ連絡し、解約の手続きを進めます。年金を受給されていればその手続きも必要です。年金事務所など支払者への連絡を行い、必要な手続きの内容、必要書類を確認し、手続きをしましょう。

4) 相続の単純承認と相続放棄

もし相続財産を調査し、いわゆるプラスの財産のみであれば相続する前提で手続きを進めて構いませんが、借金などのマイナスの財産の方が多ければ、「相続放棄」を検討しなければなりません。もし相続放棄をする場合には相続が開始したことを知った日から「3ヶ月以内」に管轄の家庭裁判所へ戸籍謄本などの必要書類一式を揃え、申し立てなければ「相続放棄」をすることはできません。相続放棄を検討される場合はなるべく早く専門家へ相談されることを強くお勧めします。

5) 相続手続きの事前準備

一般的には四十九日法要を執り行うまでに保管した財産関係書類を確認し、全体の財産がどのくらいあるか、どのような種類の財産があるか、を確認します。もし遺言書がなく、相続人が2名以上と複数いる場合は「遺産分割協議」を行う必要があります。万が一この遺産分割協議が不成立となりますといわゆる「争族」となってしまう、様々なリスクが発生してきます。「遺産分割協議」を行う場合は、事前に手書きでも入力印字でも構いませんので、全体の財産を網羅した「財産目録」を作成されたほうが全体の財産の状況が分かりやすいため話し合いがスムーズに進められます。こちらを作成する場合は、マイナスの財産や、必須ではないですが相続開始後に支払った故人様の医療費や税金、葬儀などにかかった費用もしっかり記載しておく、残る財産はどのくらいか、という確認もできますので記載したほうが良いでしょう。



2. 遺言書と遺産分割協議

1) 遺言書と遺産分割協議による手続きの違い

実際に財産の名義変更などを行うためには、遺言書がある場合と遺産分割協議を行う場合と大きく異なります。遺言書がある場合はその記載の内容に従って解約、名義変更を進めていきます。遺産分割協議は相続人間の話し合いで成立した内容に基づいて財産の解約、名義変更を進めます。

預貯金などの金融機関の口座を引き継ぐ方は、故人様が口座を保有していた銀行に電話連絡し、可能であれば相続手続きの書類を郵送で取り寄せます。その際に故人様の情報（口座番号、氏名、住所、生年月日、相続開始の日）や、相続人は何名か、遺言書の有無、遺産分割協議の有無を聞かれることが多いのでスムーズに返答できるよう準備しておくのが望ましいでしょう。

不動産を引き継ぐ方は、まれにご自身で名義変更手続きを行う方もいらっしゃいますが、ほとんどの方が「司法書士」に相談、依頼されています。今まで相続人ご自身で手続きを行われた方を見ましたが、皆さん数回にわたって管轄の法務局へ足を運び、時間をかけてやっと手続きができるようです。

2) 手続きに必要な書類は？

各種相続手続きを進める際には、その手続きの内容にもよりますが、故人様の出生までとった戸籍謄本をすべて取り揃え、さらに相続人全員の戸籍謄本、印鑑登録証明書、住民票の写しも必要となります。その他手続きの内容によって各種専門的な書類も必要となることが多く、ご自身の相続手続きにはどの書類が必要かを、事前に専門家へ確認されたほうが二度手間などを防ぐことができます。

3. 金融機関、不動産の名義変更について

1) 銀行と証券会社の手続き

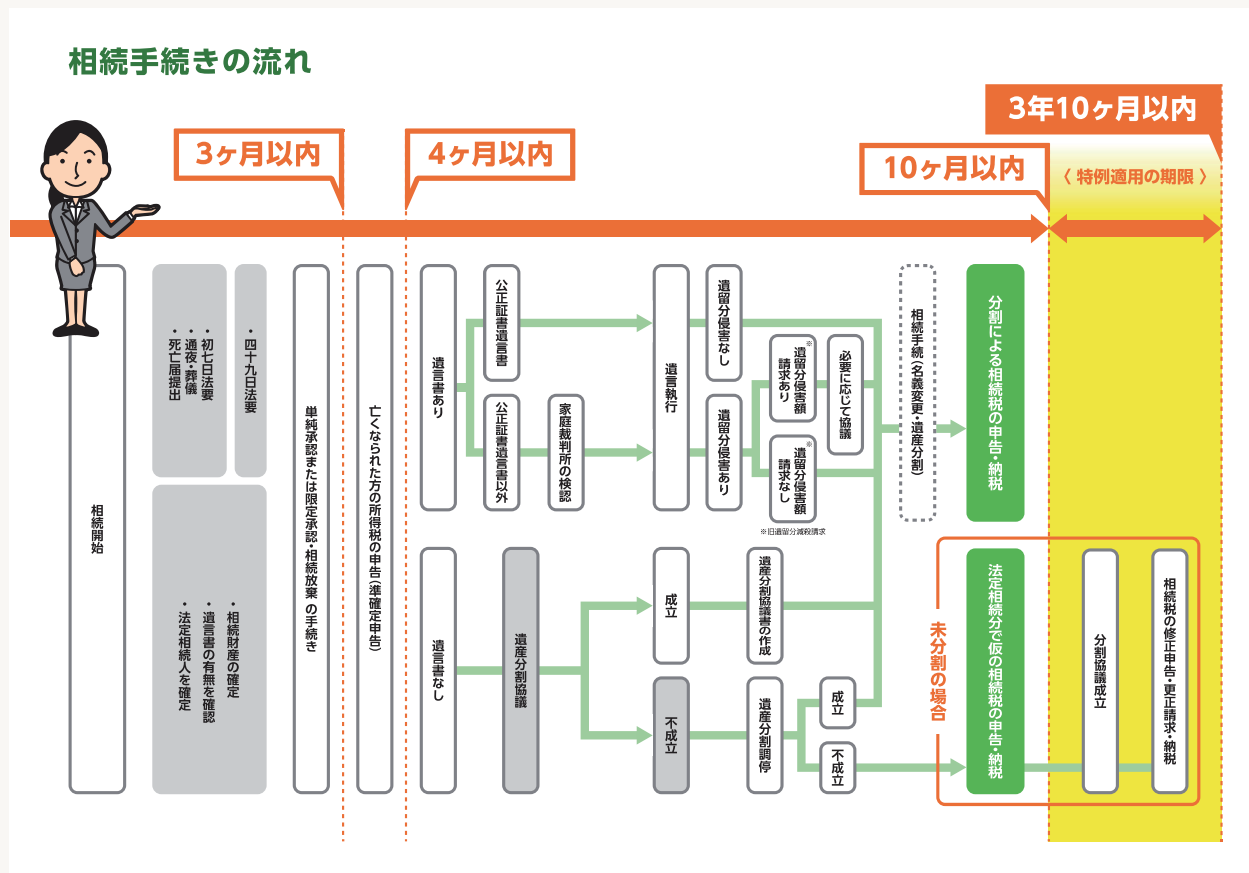
銀行手続きは、書類を揃え窓口にて手続きすることが多いです。手続きの際は、銀行により、インターネットや手続き先の支店で事前に電話連絡、予約を取ってから訪問する流れになります。新型コロナウイルス感染症予防のため、急速に事前に予約する仕組みが普及しました。確実に手続きを進めるため事前予約をお勧めいたします。予約日

時に必要書類を不足なく揃え、窓口で受領してもらいます。戸籍謄本などの公的書類は銀行側でコピーを取ってその場で返却してもらえますので他の銀行にもその戸籍謄本一式を利用することができます。銀行側で書類に不備がないことが確認でき次第、2週間～1ヶ月以内に解約手続きが完了することが多いです。

証券会社の手続きはほとんどが郵送の手続きとなります。郵送にて戸籍謄本などの手続き書類一式を送ることにし、1週間～1ヶ月くらい書類が戻らないことがあります。他の手続きをお急ぎの方は戸籍謄本などの公的書類を複数枚揃えておくなどしたほうが良いでしょう。

2) 書類提出手続きが終わったら

解約が完了しますと各金融機関から提出した通帳が解約済み（又は名義変更）となって戻り、手続きは終了となります。手続き時に指定した振込先に入金がされているかしっかり確認しましょう。



図解でカンタン解説
相続に関する
知りたい情報が満載!



相続のことならOAG行政書士法人にお任せください!

いざ相続が発生した際の様々なお困りごとを解決し続け早10年、いまや東京だけでなく地方でのご相談も承っております。お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

お問い合わせ先

OAG行政書士法人
Tel. **03-6265-6733**

ホームページ



株式会社FOODOAG



飲食店経営者様の様々な想い、悩みに寄り添い、「会社を強くする」ためのお手伝いをする、そんな想いをもちた集団がFOODOAGです。

2020年2月からコロナウイルス感染症(以下、コロナ)により、世界中の環境は一変しました。特に外食産業や旅館、ホテル業は大打撃を受けましたが、政府のセーフティーネット融資制度、雇用調整助成金、時短協力金などの支援により、何とか経営を継続できている状況です。5月8日にコロナをインフルエンザ同等の感染症法上の「2類相当」から「5類」へ移行する方針も固まり、飲食業界にとって明るい材料も増えました。しかし、この2年間で消費者の食へのニーズが中食や宅食需要に変化したことで、コロナ発生前水準に外食需要が戻るのは難しく、かつ返済猶予を受けていた借入金返済も始まり、まだまだ厳しい経営環境は続くと予測されます。

このような厳しい市場環境ではありませんが、日本飲食業の品質とサービスは世

界トップレベルであり、日本が世界に誇る代表的な産業です。FOODOAGは日本飲食企業の強力な応援団として「日本の飲食店を強くする!!」をスローガンに、飲食店専門の総合経営支援会社として、お客様との伴走型で以下サービスを全国対応でご提供しています。

① 税務顧問サービス (対面&WEB対応)

事業を行っていく上で、税務会計監査、税務申告は必ず必要となります。担当スタッフが確実に月次または決算申告をサポートします。

② 経営コンサルティング：専門特化ならではのアドバイス

450事業社1,000店舗以上のお客様とのお取り組みにより業界トップの豊富な経験と実績があります。専門特化であるからこそスタッフは飲食業界の慣習や用語も熟知、精通しており、社長、幹部だけでなく店長、店員様へも適切なアドバイスをご提供できます。

③ データベースによるKPI分析/シミュレーション

1,000店舗超のデータベースを活用することにより、他社様の事例の紹介、Fコスト

の適正化、最適な改善法の提示が可能です。またデータを基に未来を予測、シミュレーションの実施も可能です。

④ 事務作業の簡略化 (DX対応) / 見やすい報告帳票

クラウド会計ソフト“free”を活用し、電子化、無駄を省いた事務作業を実現します。経営者様は雑務に囚われず、営業に専念できます。報告帳票も飲食事業に適した形で提供し、お客様の現状を可視化することで、どこを重点的に改善すれば良いかがひと目でわかります。

⑤ 資金調達支援

多くの融資支援を実行、成約してきた担当スタッフが経営計画を指導します。メガ銀行、地方銀行など全国27行との業務提携により、お客様の円滑な資金調達を支援します。弊社は他業種の飲食業サポーター(ビール会社、酒販会社、食材卸、人事労務、人材紹介など)とも多数業務提携をしており、多くの情報をお客様にご提供しております。

「現状を改善したい」「会社を強く健全にしたい」「スタッフが長く幸せに勤められる会社にしたい」など、経営者様の想い、悩みは尽きないと思います。我々はお客様の想い、お悩みに寄り添い、「会社を強くする」ためのお手伝いをいたします。

なんでもお気軽にご相談ください。

株式会社FOODOAG

【Address】

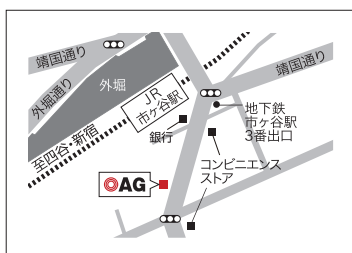
〒102-0076
東京都千代田区五番町6番地2
ホームートホライゾン7階

【Access】

東京メトロ南北線/有楽町線・都営新宿線「市ヶ谷駅」3番出口、JR総武線「市ヶ谷駅」より徒歩3分

【Contact】

TEL:03-3237-7505



株式会社OAG
取締役
グループ営業本部長
株式会社FOODOAG
代表取締役
田中 繁明



チーム 相続[®]

☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士

☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制

☑ グループならではのあらゆる課題を解決する 専門家集団

01

▶ 税制改正大綱 相続時精算課税制度の見直し



Q

令和5年の税制改正で相続時精算課税制度について改正があると聞きましたが、どのような内容でしょうか?

A

令和5年度税制改正大綱において、以下のような改正が公表されました。

(1) 相続時精算課税制度の基礎控除

相続時精算課税で受けた贈与につき現行の基礎控除とは別途、毎年、110万円を控除できるようになります。相続税の課税価格の計算において加算される金額は、贈与により取得した財産から基礎控除額を控除した後の残額となります。

(2) 災害により被害を受けた場合の再計算

相続時精算課税制度により受贈した土地・建物が、災害により一定の被害を受けた場合は、被害を受けた部分に相当する金額を控除した残額となります。

(注1) 上記 (1) の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(注2) 上記 (2) の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

	改正前	改正後
贈与税の課税価格	課税価格から特別控除額（累計 2,500 万円）を控除した金額	課税価格から 110 万円を控除しその控除後の金額から特別控除額（累計 2,500 万円）を控除した金額
贈与税の申告	金額に関わらず申告が必要	基礎控除（110 万円）以下であれば申告不要
相続財産への加算額	贈与額の全て	贈与額から基礎控除額を控除した金額
災害を受けた場合の相続財産への加算額	贈与時の価額	贈与時の価額から災害により被害を受けた部分に相当する金額を控除した残額

02

▶ 換価分割と代償分割



Q

父が亡くなり、相続人は私と弟の二人です。父の財産は3,000万円程度の自宅の不動産のみで、金融資産はほとんどありません。私と弟で1/2ずつ相続しようと思っています。遺産分割の方法として、換価分割と代償分割という方法があると聞きましたが、この二つの方法で遺産分割をした場合、実際の財産の分け方はどのようになるのでしょうか?

A

(1) 換価分割について

換価分割とは、不動産や株式などの相続財産を売却し、売却代金を相続人で分ける方法です。本件の場合、相続人のどちらかが代表して不動産を売却し、売却代金をお二人で均等に分けることになります。

売却した不動産に譲渡益が出ている場合、相続人お二人とも所得税の確定申告が必要になります。

(2) 代償分割について

代償分割とは、特定の相続人が不動産などを取得して、その代償として固有財産から金銭等を他の相続人へ支払う方法です。

本件の場合、ご自宅の不動産を相続人どちらかが単独で取得し、その代償として、もう一方の相続人へ金銭等を支払うことになります。

例えば、代償金の算定基準を相続税評価額で計算する場合は、3,000万円の1/2の1,500万円を代償金で支払います。

※換価分割や代償分割は、所得税や相続税の計算に大きな影響が出てくる可能性がございます。

ご相談につきましては
OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



私の Off-Time

OAG監査法人
竹野 勇一郎

ランニング

ここ最近の私の趣味は、ランニングです。

はじめは、子供が生まれることでした。子供が生まれると奥さんに、子供を任せて1日ゴルフに行けないよなあ〜と思い、そうはいつでも、身体を動かさないと健康にも良くありません。

「お金がかからず、短時間で、身体を動かすスポーツは何か」と考えて、家の近所をランニングすることにしました。なお、「お金がかからず」は、予定とは異なり、シューズは、マラソン大会用、普段のランニング用、スピード練習用など3、4足を使い分けていますし、マラソン大会に出ると、参加料や遠征費がかかります。

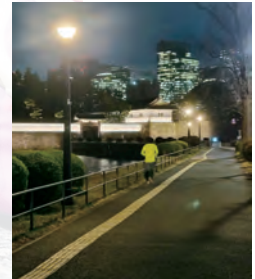
フルマラソンは5回完走していて、自己ベストは3時間48分です。ただし、途中で歩かずに走り切れたのは自己ベストの1回だけで、あとの4回は、フルマラソンでよく言われる30kmの壁で止まってしまいました。

そこで、長く距離を踏む（何時間も身体を動かし続ける）ために、横須賀・三浦半島65kmウルトラマラソン・柴又100kmウルトラマラソンに挑戦し、完走することができました。

そんな時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行動制限がかかりました。マラソンの大会が全て中止となり、走る目標が見つからないまま、2020年から2年間、ほぼ走ることはしませんでした。コロナ前であれば、月間100km〜150kmを走っていましたが、2020年、2021年と年間200km程度で、2020年は、走らない月もありました。

2022年から行動制限が徐々に緩和され、全国各地のマラソン大会が3年ぶりに開催される状況になってきたので、2022年10月に、都内を走る東京レガシーハーフマラソンに出走しました。今まで、マラソンに出るのは、「練習してきた自分の達成感のみ」と言っていたくらいに思っていたのですが、この大会を通じて「走るってしんどいけど、沿道の声援で元気がもらえている!」としみじみと感じたのが印象的でした。行動制限されていたからこそ、声援から元気をもらえていると、すごく実感した大会です。以前にもまして、いろいろな大会に参加したいと意欲がわいてきて、今年は、2回は出走しようと思っています。

今後の目標は、子供が20歳になったとき、二人でフルマラソンを完走することです。子供が走ってくれるかはわかりませんが、その時までには、怪我無く走り続けていきたいと思っています。



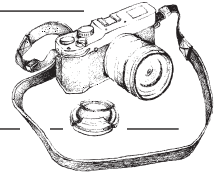


Photo by Yasuyoshi Wada



▲ 寅さんとさくらの銅像



▲ 帝釈天参道



▲ 境内入口に聳え立つ二天門



▲ 大鐘楼



▲ 草団子と竹馬の友



▲ 彫刻ギャラリー



▲ 邃溪園



▲ 山本亭の客間



▲ 山本亭へ続く道

竹馬の友と歩く下町歴史探訪の第4弾を実施しました。映画「男はつらいよ」の寅さんの故郷である柴又駅を起点とし、柴又帝釈天→山本亭→寅さん記念館→山田ミュージアム→矢切の渡し→野菊の墓と巡ってきました。僕は山田洋次監督のファンであり、男はつらいよシリーズの映画は殆んど見えています。また旅行では映画のロケ地と重なる観光地を今まで色々訪れてきました。特に気に入った場所は、丹後半島の伊根の舟屋・愛媛の大洲城、下灘駅・鎌倉のあじさい寺・釧路・知床・五島列島などです。柴又は我が家から電車で30分程なので今まで5回ほど行きました。何回行っても郷愁をそそられ、寅さんの気分になれる不思議な場所です。京成電鉄金町線の柴又駅を降りると寅次郎と妹のさくらの銅像が迎えてくれ、映画「男はつらいよ」の世界感に引き込まれて歩くその先には柴又帝釈天の参道の看板が現われます。ここから帝釈天の入口まで、歩いて大よそ15分程ですが両脇には団子屋、煎餅屋、蕎麦屋が軒を並べています。柴又に着いたのが10時30分過ぎだったので、参拝客も少なく営業している店も少なかったですが、映画の設定で寅さんの住処がある草団子屋さんが開いていたので、迷うことなく入って草団子を注文しました。憧れのマドンナがこの団子屋を訪ねて来るシーンの再現がないかと夢見つつ、ほんのり甘い草団子とほろ苦い日本茶をい

ただきながらふと目の前を見ると、竹馬の友のニヤリとした満面の笑顔で現実に引き戻され我に返りました。小腹を満たした後は帝釈天にお詣りです。帝釈天は1629年の創建で、正式名は経栄山題経寺（きょうえいざんだいきょうじ）だそうです。（たぶん僕を含めて、ほとんどの人は正式名称は知らないと思います）今までは本堂だけのお詣りだったのですが、今回は別名「彫刻寺」とも言われ、また本堂裏手には回廊式庭園「邃溪園」（すいけいえん）もあるので、下町歴史探訪のお題目に従って初めてそちらも巡ってきました。映画の中では殆んど見たことがなく、この場所は知らなかったのですが一見する価値が有りました。次に訪れたのは、帝釈天の直ぐ裏側にある山本亭です。ここは下町のカメラ部品工場経営者の自宅だったそうです。関東大震災後に建てられ、昭和63年に葛飾区が買い取りました。風情ある書院造に西洋建築を取り入れた木造瓦葺き2階建ての建物は、その随所に大正ロマンの雰囲気を感じられます。また書院庭園も日本庭園ベスト10に常にランクインしているようで、見事なお庭でした。玄関を出て寅さん記念館に向う途中の山本亭の外観は、豪華な作りには見えませんが、紅葉に映えて落ち着いた雰囲気のある建物でした。

安の今月の一句

「来る来ない 草だんご食べ 待ちぼうけ」



▲ 執筆:和田 安義

OAG税理士法人は 今年の5月で創業35年目を迎えます

35th anniversary

» OB・OGの皆さまよりいただいたメッセージを掲載させていただきます

かけがえのない3年11ヵ月

OAGグループの5月の創業35周年、おめでとうございます。また、このような機会をいただき感謝申し上げます。

太田代表、和田さん（OAGアウトソーシング元社長）との出会いは、税理士試験直後の専門学校主催の就職説明会でした。初受験で合格科目ゼロ、直前の試験もたぶんダメと思っていた私は、そもそも採用してくれる先などないのではと思いつつ、まずは就活生の列が長い事務所に並んでいたところ、「そんなに並んでいる事務所で待っていても時間がかかるから、こっちに来て話を聞いてみて」と声をかけてくださったのが、和田さんでした。結構強引だった（笑）和田さんに言われるがままに太田代表の前に座り、エントリーシートに出身校や出身の会社を記入したら、私が何か話す前に、「K大を卒業して、都市銀行に勤めて…、そんな経歴で今のようなバイト生活をしている場合か？」との強烈な一言をいただき、その後も、こんな事務所にしたい、今はまだそれほど大きな事務所ではないが、しばらくすればここにきている会計事務所が一番大きい事務所になっている、顧問先がどんどん増えてきている、などなど、波状攻撃が続きました（笑）。最後には、君は税理士を目指さなくても事務所にはいろいろな仕事があるし、これから広がっていくから、そちらでやっていく可能性も考えてみて、ということもおっしゃっていただきました。

私の事務所受験は友人に誘われた事務所と太田税務会計事務所（当時、以下「太田会計」）の2つだけで、最終的には両方から合格をいただきましたが、太田代表に就職説明会で話していただいた「夢」や「志」に大きな魅力を感じ（もう「洗脳」状態だったかも知れません笑）入所をさせていただくことになりました。今となって考えればあの時点で何ができるかわからない私をポテンシャル（のようなもの？）採用していただき、本当に感謝しております、ありがとうございました。

前回の松本さんも触れられていましたが、太田会計初の一度の大量採用（5人）のうちの1人として、私の太田会計生活が1990年9月にスタートしました。5人は大変に個人的なメンバーで、新風を巻き起こしたことは確かで、元

からの11名の方々（実はこの中の一人が私の妻になりました。OAG社内結婚第1号だったと思います）と切磋琢磨でいろいろな化学反応が起こっていたと思います。私はまずは、会計事務所の通常業務の法人税務で顧問先を何社か持たせていただき、その後、総務部に異動になりました。総務部長（当時）の和田さんと、普通の会社で言えば、総務部兼経理部兼企画部兼人事部兼広報部というような要するに「何でもやる」が私の仕事になりました。その総務部では、「ビジコム」の立ち上げにキックオフから参加させていただき、KP会（会社のナンバー2の方対象の月一勉強会）の運営に関わらせていただきました。採用の季節には朝から晩まで面接、採用後は研修の手配など、その他にも事務所の体制整備的なことや企画部門的なこと、秘書的なこと、業務ではありませんがアドバイスリンクの各種イベント・社員旅行の実行委員などもかなりさせていただきました。退職後に信用調査会社に入社し、調査員として多くの経営者に接し、企画部門で新商品開発や経営計画立案などに携わり、審査部門で商品の品質管理を担ったりの様々なキャリアの中で、太田会計での経験がこれらすべての土台になっていると感じてきました。また、現状で所属が180名を超える部門の長として日々過ごす中でも、太田代表の明るさや前向きさ、夢を力強く語り実行していく姿は、お手本として常に私の頭の中にあります。太田会計での決して長くない私の3年11ヵ月は、その後を方向付け形作ってくれたかけがえのない期間でした。

…残念ながら文字数いっぱいになってしまいました。

最後になりますが、今後の太田代表、和田さんのご健康とOAGグループの益々のご発展を心より祈念いたしております。

株式会社 帝国データバンク
プロダクトデザイン部 部長

小島 将信

Ojima Masanobu



トピックス

2023.1.29
新宿シティハーフマラソンに参加しました！

第20回を迎えた「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン」にOAGグループの有志社員12名が参加しました。コロナ禍で1年ぶりの開催となりましたが、当日は天候にも恵まれ清々しい気持ちで全員完走となりました。



トピックス

「三光ソフラン・全管協レディースカップ&プロアマトーナメント(宮古島開催)」に協賛

三光ソフランホールディングス株式会社様、全国賃貸管理ビジネス協会関東支部様の主催によるゴルフコンペにOAGグループとして協賛し参加いたしました。

<大会概要>

- 開催日
① 2023.2.15~16 女子プロトーナメント
② 2023.2.17 プロアマトーナメント

場所

- ・エメラルドコーストゴルフリンクス
- ・オーシャンリンクス宮古島



左から、フロントマネジメント株式会社 南里真人様・佐藤聖様、岡田唯花プロ、株式会社OAG グループ営業本部 血海信之

書籍・雑誌

月刊金融ジャーナル2023.3 3月号
実家と相続

- 発売日 2023.3.1
- 寄稿者 OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年(税理士)
- 発行 株式会社 日本金融通信社
- 価格 927円(税込)



詳細はコチラ

書籍・雑誌

『税務弘報』2023年4月号
相隣関係規定の見直し

- 発売日 2023.3.3
- 寄稿者 OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年(税理士)
- 発行 株式会社 中央経済社
- 価格 2,860円(税込)



詳細はコチラ

書籍・雑誌

「女性セブン」Vol.9
「不動産特集」にて、OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子の取材対応記事が掲載されております。

- ①『ピッカピカの投稿7年生』ハセジュンの実録レポート！
ある日突然、天井から大量の下水が降って来たら？
賃貸トラブル8か月の攻防 解決編
- ②リアルケースに専門家が回答！
敷金を返さない&修理はしない大家に、勝手にリフォームする住人など
大家VS住人 仁義なき9番勝負
- 発売日 2023.3.2
- 取材対応 OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子
- 発行 小学館
- 価格 460円(税込)



詳細はコチラ

セミナー情報

オプテージ様主催
賃貸マンション管理会社対象ビジネスセミナー
「トラブル対応」から考える高い入居率を保つ賃貸マンション管理

- 開催日 2023.3.7(京都)
- 時間 13:00~16:00
- 講師 OAG司法書士法人 代表司法書士 株式会社OAGライフサポート 代表取締役 太田垣章子
- 参加費 無料
※お申し込みが必要です。
- 定員 30名



詳細はコチラ



- 住所 東京都千代田区五番町6-2
ホームポートホライゾン
- 発行人 グループ代表 太田 孝昭
- 制作 グループ経営管理本部
マーケティング・コミュニケーション室



メルマガ



YouTube



OAGグループ
Twitter



アセットキャンパスOAG
Twitter



OAGグループ

【お願い】ご住所などお客様情報をご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をいただけますようお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。